

令和8年度 第1回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和8年7月23日（木） 14:00～15:45

場 所 岡崎市役所西庁舎 701号室

出席委員 渡辺委員、都築委員、小出委員、伊藤委員、前本委員、松原委員
天野委員、日下部委員、坂口委員、岡田委員、山本委員、大木委員
埴委員

欠席委員 なし

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 鈴木氏

事務局 福祉部 加藤部長

ふくし相談課：藤谷課長、寺西副課長、鈴木係長、熊谷主査、小牧主査
浅野主査、荻原事務員

社会福祉協議会：伊奈事務局長

成年後見支援センター：勝田課長、中根係長、近藤副主任

1 開 会

2 報 告

(1) 令和7年度事業報告について

(2) 岡崎市成年後見制度利用促進計画の評価について

3 議 事

(1) 次期岡崎市成年後見制度利用促進計画について

4 議事録

報告1 令和7年度事業報告について

事務局より資料説明

(会 長) 相談件数が延べ件数となると、例えば何度も何度も連絡をくれるような相談者がいると、件数は増えることになりますか。

(事務局) カウント上はそうなります。

(会 長) それが理由で件数が増えているということはないですか。

(事務局) 実際は利用者本人より、地域包括支援センターやケアマネなどの支援機関から相談が入ることが多くなっております。

(委 員) 近隣市町等の法人後見の件数等について、今回報告あると思っていましたが、ありますか。

(事務局) 他市の状況につきまして、随時情報収集等をさせていただいております。法人後見の受任件数の傾向につきまして、職員一人あたりの法人後見の受任件数は、社協よりもNPO法人の方が比較的多い傾向にあることが分かっております。職員が専任で配置されていることや、専門職と

支援員が分かれて活動ができていることが要因と思われます。

(委員) 市民後見人の養成について、令和7年度は1回しか会議がなかったため、その後の経過がよく分らないです。事業報告で、研修修了者が12名とのことですが、どの段階にある人がそれぞれ何名で、今どうなっていますか。書面で報告をいただきたいところです。

(事務局) まず1期生の方ですが、令和6年度に愛知県研修を岡崎市から申し込みましたのは13名、修了したのが11名で、うち行政職員が4名おりましたので、市民の修了者は7名でございました。次に岡崎市独自研修となりますが、オリエンテーションの段階で幸田町から1名参加されまして、岡崎市7名と幸田町1名の8名でスタートしました。研修の途中辞退と岡崎市独自研修の未修了の方、台帳登録辞退の方がおられましたので、最終的に台帳登録した方が、令和7年度末時点で5名となりました。

次に2期生の方ですが、令和7年度に愛知県研修を22名からスタートして、修了者が16名、うち行政職員が4名ですので、市民の修了者は12名でございました。2期生の方は、本年、岡崎市の独自研修受講となり、先日開催いたしましたオリエンテーションには、岡崎市から6名、幸田町から1名の7名が参加しました。岡崎市独自の研修終了後、台帳登録へと進んでいく流れとなります。

台帳登録された方の活躍の場としましては、社協での法人後見又は日常生活自立支援事業の支援員、もしくは出前講座の支援を行っていただきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。先ほど担い手というお話もありましたが、これだけ色々なことを準備されたので、台帳登録までつながっている方がどれくらいいらっしゃるかということも、教えていただいた方がいいのではないかと感じました。

(委員) 親族後見人に対し相談対応されているとのことですが、親族後見人が決まった場合、どのように情報が入ってどのように御連絡をしているのか教えてください。

(事務局) 親族後見人に対し、フォローや助言をさせていただいておりますが、申立ての時点で、親族が候補者として上がっている案件につきまして、実際に受任された後からの支援をさせていただいております。

(委員) 過去の経緯がよく分らないのですが、知的障がい者の団体の方々に聞くと、後見制度を使いたいとのニーズは高いですが、実際には全く使っていないです。全育連、全国手をつなぐ育成会連合会のアンケートでは、後見制度を知ってる方は83%ですが、実際使っているのは、全体でも11%です。

私の団体でも、150 人ぐらいメンバーがいますが、制度を使っている方はゼロです。資料 1 の 5 ページ中段ところに、知的障がい者が保佐で 2 人それから、精神障がい者が 3 人ということで、知的障がいと精神障がいの方を合わせても 5 人が使っているということですが、私の認識では知的障がい者だって 3,000 人ぐらいいるはずですよ。このレベルで本当にいいのか疑問に思います。制度を使いたいのに使えない現状があるので、もっと周知していただくような取組が必要ではないかと思います。市として制度を使っていくための何か目標や、そのための取組はありますか。

(会 長) 制度を知っている人はいても、使っていないということは、使い勝手が悪いとか、使いたくないという理由があると思うのですが、そのあたりはどうでしょう。

(委 員) 皆さん御存知のように一度開始するとやめられない、変更できない、報酬が高い、最低でも年間で 40 万から 50 万かかってしまうなどを聞いています。収入として年金や B 型就労で月に 5 万、年金を合わせても 10 万とかなので、成年後見制度の費用を出すことが難しいです。

(会 長) 制度の使いにくさについては、国もいろんな意見を聞いた上で、改正をしたところになります。

(委 員) お金の部分は何ともならないのですが、使い勝手が悪いとか、変えられないといったあたりは改正されたところですよ。それらを啓蒙すれば、もっと使い勝手がよくなり、使う方が増えるのではと思います。

親が 80 代 70 代、子が 50 代 60 代で、親御さんが亡くなった後どうするかというと、後見制度しかないと思います。でも、後見制度はいろいろと使い勝手が悪いと聞く。制度の名前は知っているけど、詳細まではまだ皆さんあまりよく知らないです。

(会 長) 次期計画が次の議題ですが、それは改正を睨んでの話です。おっしゃったように、一度開始すると変えられないとか継続して報酬が発生するというのが改正の中心にあります、詳細はまだ分からないので困っているようですね。

(事務局) 今般の法改正で、今まで問題になっていた制度の使いにくさは改正されましたが、施行が法律の公布日から 2 年半以内であり、まだ時間があります。改正内容の詳細が分かり施行に向けた準備を進めていく中で、時期を見て、今まで使いたかったけどこういう問題があって使いにくかったという方へ啓発を行っていきたいと考えます。

(委 員) 改正法自体は成立して公布しているので、国が出している資料等をこの会議でも共有していただいた方がよいと感じます。

(委 員) 報酬助成については、市に制度が用意されていますけど、どれぐらいの方が御存知なんでしょうか。

(委 員) 多分知らない。後見制度という名前は知っているけれど、詳細はほとんど知らないのではないのでしょうか。

(会 長) 皆さんが言われているのは、やはり使い勝手が悪いという話と、高いという話だと思います。今の報酬助成でも、自分の財力や資産等と関連して決まることなので、個別に御相談に行かれないと、実際は分かりません。

(委 員) 去年の会議だったか、知的障がいの方とか精神障がいの方に後見人がつくことで、こういうふうにもうまくいったという好事例が全然広まっていないということが意見としてあったように思います。

(委 員) そういう好事例を教えてくださいと他の人にも紹介できるし、市でPRをしていただくとよいのではないのでしょうか。先ほど言いましたように、皆さんものすごく興味を持っていると思います。

(会 長) 親御さんが亡くなられた時、知的障がいを持っている子どもに相続が発生して、そのときに後見制度を使わないと相続が受けられないみたいな制度上の決まりがあると思うのですが、それはどうされていますか。

(委 員) 多分、後見制度そのものは使っていないくて、他親族とか、税理士や弁護士に相談されていると思います。

(会 長) 後見制度を使わないでうまくできているってことですね。

(委 員) 私が聞く範囲では、知的障がいの方が後見制度を利用するきっかけはやはり相続が多いです。そこに司法書士等が関わる。例えば土地の相続が必要になると後見制度に繋がりがやすいと思いますけれども、現金しかなくて皆で分けるみたいなときは、使われないままになると思います。

(委 員) 例えば土地は御兄弟の方に全部相続、預金を障がいのあるお子さんに相続させるみたいな遺言書を作っておいていただいているという例は聞いたことがあります。

(会 長) 預金の場合も銀行手続きが大変らしいですね。

相続のときとか、後見制度を使わないとうまくことが運ばない場合があると私も聞いたことがあるので、実際はどうなさっているのか、調べてみられたらいいと思います。そのあたり、とても知りたいところです。

(委 員) お話のあった、いわゆる親亡き後をどうするかという問題です。1つ目はやはり、法的に適正な処理をしていただきたい、あと法定後見も制度としてはあるんですけど、それぞれ個別のケースに応じて制度を組み合わせて、例えば障がいをお持ちのお子さんのために、今後ライフプランをどうしていくか、お子さんの権利擁護をどう担保していくかなど、

検討すべき点が多々ありますので、ぜひ親亡き後についてもいろんな機会を通じて様々な方法について御検討いただける機会が増えればいいのではないかと思います。

(事務局) 昨年、親亡き後に向けてということで障がい者団体の方から御要望いただき、障がいサービスの利用などについて障がい福祉課とふくし相談課で出前講座をさせていただきました。成年後見制度に関しても出前講座を行えますので、お声がけいただければと思います。

(委員) 今まで機会がなかったが、妻が発起人となり、市職員に来ていただいてお話をお聞きできました。今後、会の中でも展開していこうと思っていますので、よろしくお願いします。

(会長) 他のケースと比較してどうかということがなかなかできないため、個別に相談なさることを、皆さんに勧められた方がいいかなと思います。

報告2 岡崎市成年後見制度利用促進計画の評価について

事務局より資料2説明

(委員) 1ページの1の「広報機能の充実」の目標値の設定で、No. 2と4に出前講座があるが、成年後見制度と終活の出前講座が分けて書かれており、資料1の事業報告の方では、出前講座とひとくくりになっていてよく分からないので、御説明よろしいでしょうか。

(事務局) 別れている理由ですが、市役所の出前講座のメニューとしまして、成年後見制度と終活が別れておりますので、集計上分けております。また、KPI（評価指標）を作成した際、このように分けて評価しておりましたので、そのまま使用しております。ただ終活出前講座の方でも、当然、成年後見制度のことは触れさせていただいております。

資料1ですと、2ページの成年後見支援センターから報告いただきましたのが、成年後見制度に関する出前講座で、6ページの行政から報告させていただきましたのが、終活に関する出前講座の件数です。

(委員) 終活の出前講座というのは、具体的にどんな内容ですか。

(事務局) 終活に入りやすくしていただくため、人生ゲームを使い、簡単なゲーム形式の時間を設けまして、その後、実際に終活ノートをどういうふうにするのかなど、簡単な御説明をさせていただいております。

(委員) いわゆる親亡き後の問題というのはどちらの講座で扱っていますか。

(事務局) 親亡き後の問題ですと、終活の方になります。

(委員) 資料2にアンケートのことが書かれておりますが、これはどのように実施されたものか、例えば対象者や回収率はどうですか。

(事務局) このアンケートは、第5次地域福祉計画策定の基礎資料とするため、

令和7年度に実施をさせていただきました。具体的には、令和7年9月5日から9月26日までの期間で、満18歳以上の市民の方、3,000名を無作為抽出させていただき、郵送で、様々な設問にお答えいただきました。回収結果は、3,000件の配布に対し、有効回答数が1,343件、有効回答率は44.7%でした。

(委員) 資料2の5番の「後見人への支援」で、『後見人からの相談のうち「専門職」からの件数』の件数が、目標値に対し、実績が爆発的に増えているのですが、どういう内容なのかということと、これだけ増えている背景で特別なことがあれば教えてください。

(事務局) 専門職からの件数が140件ですが、内訳は、まず弁護士から26件、司法書士から5件、社会福祉士から96件、行政書士からは8件となっております(※より細かいものは未集計)。内容としましては、関係者会議と一緒にきていただけないかというような案件が多くなっております。

(委員) それにしても、目標4件に対し、実績140件という結果をどう判断されているのでしょうか。

(事務局) 目標につきまして、現行計画では、目標値を途中で見直すことを盛り込んでおりませんでしたので、令和3年度に立てた4件という目標値をそのまま使用しておりますが、現状では、専門職への支援が必要となってきたこともあるかと思しますので、次期計画では中間見直しなどを設けることも必要と考えております。

(委員) 相談件数が増えていることはいいことだと捉えておられるということでしょうか。それともいろんな案件で問題があるから相談が多いというふうに考えているのでしょうか。

(事務局) 会議関係と一緒にきて欲しいという相談内容に関しましては、成年後見センターを頼っていただけているという理解ができる一方で、昨年度には、トラブルのあったケースも数件ありました。そのため、会議がいつもの年より多かったということが、140件という爆発的な増加につながっていると思います。

(会長) 延べ件数だから、困ったケースがあると数が増えてしまう。

こういう統計の数字を延べ件数にすると、困った人がいるとすごく差が出ます。数字の見方について、これだけ質問が出るわけですから、見ただけでもう少し分かるように丁寧に作っていただくといいかもしれません。気になるところは下に付記しておくとか、見て分かるようにしておいていただくと時間も節約できると思います。

議事 次期岡崎市成年後見制度利用促進計画について

事務局より資料説明

(会 長) まだ不透明なところも多いですが、途中で終われる制度にしようというところが骨子ですね。終わると、金銭管理をやっていた人たちが、後見を使いたくないとなり、誰が代わりにその金銭管理をやるのかということになります。そこに一人暮らしの支援を社協にしてもらいたいという社会福祉法の改正が出てきている。判断能力・委任能力について法的にどうなのでしょう。何か難しい壁がある気がするのですが、国からそれらしい話はないですか。

(事務局) 細かいところに関しましては、今後3回ほど開かれる国のワーキンググループで議論されると聞いておりますので、その中で、具体的な方策等について出てくるのではと注視しております。

(会 長) もうすでに成年後見を使っている人が、全部補助になってしまう。そして金銭管理の部分が、宙に浮いてしまう人が出たときに、今の後見じゃなくて後見人等になっている人、後見人・保佐人・補助人が辞めるときに、まだその身分持ったままで、日常生活自立支援事業を契約ができるだろうと、「そっちに譲ってやめるんだ」みたいな話を聞いたのですが、そんな話は出てきていますか。

(事務局) はい。日常生活自立支援事業との併用ができないのを、併用できるようにするというようなお話は聞いたことがあります。

(会 長) 日常生活自立支援事業は、最初に契約能力があるということが前提です。そこをどうクリアするのが分からないところです。国からお示しがあるのを待つしかないのですが、それが分からないと計画が立てられない。これからの後見というのは、市民が皆この制度を知っている、ある程度の内容を皆が知っていて、こういうとき使えるというイメージを持っていて、特にお年寄りがいたり、障がい者の方を抱えていたりする人たちは、そういう知識をしっかりとっていて、それでも漏れてしまう人もいないけれども、制度を知っていて使わなきゃいけないと思った人が、身軽に相談に行ける場所がまず要ります。その前に、市民がある程度の知識を持つような普及啓発が要ります。それにも引っかけられない人達、知らないで過ごしている人達を早く察知して、相談に向けるシステムが要りますよね。これをやった上で、今度は後見の受け皿を作っていかなければいけない。大きく分けてそんな必要性があると思います。包括やケアマネジャーは、この人は後見が必要なんじゃないかというセンスを持って仕事をしていらっしゃるのでしょうか。

(事務局) 包括からの相談というのは、ふくし相談課にも直接入りまして、認知や判断能力がかなり落ちてきているので、一度後見をベースにした面談

をして欲しいというような話もありますし、また病院からもそういった御相談をいただくこともありまして、病院の方に面談に行くこともあります。やはり一定数、支援する側の方も例えば医療的支援をする中で気づいたりすることもあるのではと思っております。

(会 長) 制度を知っているケアマネに当たると、そういう道が開けるけれども、御存知ないケアマネだと介護の問題ばかりやっていて、経済的な部分までは関心を持ってないかもしれないという恐れはないですか。

(委 員) 社会福祉協議会は、地域包括支援センターの支援等、介護者やケアマネの方の支援もさせていただいているのですが、その中で、研修をさせていただいています。金銭管理ができないということになれば、ケアマネから地域包括支援センター、地域包括から基幹型包括へという繋がりももちろんあります。

(会 長) そうすると、ケアマネよりも一般市民への広報の方が大事ですか。

(事務局) 誰にも知られてない方がまだ地域にはお見えで、民生委員や総代から全ての情報が包括に入っているとは言い切れないので、仕組みづくりに取り組んでいる状況です。

(会 長) 分かりました。

(委 員) アンケートに答えられるような方は、緊急連絡先になっている方がいて、答えられないような方で私たちが関わるような方は、緊急連絡先がない方がたくさんみえるので、そういう現状もあります。

(会 長) 先ほど委員がおっしゃられた、制度は知っているけど使わないという現状がとても印象的だったのですが、どうせ報酬が高いのだろうとか、一度始めたら止められないのだろうとか、それらの知識もあって、なかなか利用に結びつかない人もいるのかなと思います。使いにくさはあっても、使うべきだという判断をするため、支援する側の人たちがどこまで知っているかということが大事かなと感じています。

(委 員) 次の計画期間が5年間ですが、国の進め方が決まらないのに岡崎市の利用促進計画の骨子案が先に出てきていくのはどうかと思います。

(事務局) 現在の情報としまして、国の第三期計画に関して年内には計画案等が出てくると聞いてはいますが、それも現段階の情報になってきてしまうので、まず細かくワーキンググループの資料や議事録などを注視し、国の案としてまとまる前の情報も逐次取りながら、当市の計画の素案を作成し、皆様から御意見いただきたいと思っております。当然、国の方でしっかりとした資料が出ましたら共有させていただき、国の資料に対し、これをベースに岡崎市がこういうふうを考えているとお示ししたいと思っております。

- (委 員) そうすると、スケジュール感としては国の方の資料が先ですか。
- (事務局) 今回、岡崎市の計画期間の満了と、国の法改正のタイミングが一緒になってしまいました。国の方が先に制度改正し、詳細が明らかになった後に市計画の改定時期が来ればよかったのですが、残念なことに重なってしまったため、分からない部分が多いながらも作っていくしかないという状況です。
- (委 員) そうすると、国の進め方を見ながら、岡崎ではパブコメ案を作成し、市民のみなさんから御意見を募るみたいなイメージですか。
- (事務局) 成年後見制度利用促進計画は、単独の計画ではなく、地域福祉計画という広範な計画の一部として一体的に作っていきます。パブリックコメントも成年後見制度利用促進計画だけでなく地域福祉計画についてのものということになります。
- (会 長) もどかしいですね。国を待っているしか仕方がない。少し違う観点ですが、例えば、僕が今脳梗塞になって、判断能力がない状態で、何か法的なことをしなくてはいけない事態になったときは、やはり後見人を選ぶしかないですか。認知症とか、知的障がいや精神障がいの方のみならず、我々だって判断能力が正常に働かなくなったときに生じることだと思います。
- (委 員) 別の質問ですが、資料には10月15日の第2回の協議会で、計画を議論するようになっておりますが、先ほどのワーキンググループ等の動きをフォローしながら元手になる資料があって議論するということですか。
- (事務局) はい。その時点国の資料を御提出した上で、岡崎市としての計画案を用意したいと考えております。あくまでも岡崎市の計画としてなので、成年後見制度の改正というよりは、中核機関の役割や、市として制度利用が終わったときに、どういうふうに地域で支えるか、というような仕組みづくりなどの観点が主な内容になってくるとイメージしております。
- (委 員) 議論するにも、できる限り情報提供いただいて、影響とか問題点があるところに関して市の考えを示していただきながら、議論していく方がよいと思います。もう1点、今想定しているこのスケジュール自体を、国の動きを見ながら変更することも検討されていますか。
- (事務局) スケジュールの変更は無い見込みです。
- (委 員) 素案を検討してパブリックコメントを行うわけですが、具体的になるほど意見も出てくるので、次回の会議1回だけで審議が終わるとは思えないですが、どうでしょうか。

(事務局) 正直、私どもまだ法改正されてどういうふうに受け皿を作っていけるかなど具体的なところが分からないため、本日も骨子案までしかお示しできませんでした。10月もその時点で分かる範囲で作成するしかないと考えております。その時点で計画案としてお示しさせていただき、会議で可能な範囲で御意見をいただいて、パブリックコメント案とさせていただきたいと考えております。計画策定時点で不明な内容については、計画期間中に見直すことも考えていければと思います。

(会長) 他市の状況は参考にしましたか。

(事務局) 当市と同様に、地域福祉計画に包含して計画策定を行っている自治体もありますが、地域福祉計画は介護保険事業計画と違って自治体によって策定期間に差があります。計画期間につきましても5年というルール等もないため様々です。当市は、今年度が改定の年ですが、自治体によっては昨年度計画策定をしたところもあります。

(会長) 他市町も困っているなら、情報交換すると案外お互いの強いところ弱いところが共有できるかもしれない。

(事務局) 近いところでは、豊田市は成年後見に先進的に取り組まれておられると承知しております。日常生活自立支援事業の関係では、社協も横のつながりで情報収集されているかと思います。

(委員) 今回は、地域福祉計画の改定に合わせてこの大急ぎのスケジュールでやらざるをえないという理解でよろしいですか。計画期間中に修正したっていいという話も出ましたが、ひとまず今年度策定して、国の方針がはっきりしたら修正するということではどうですか。

(事務局) できる限り近隣の自治体からも情報収集して考えさせていただくのですが、それでも不完全な部分はあると思いますので、そこはもう、計画期間中であつても見直しをすることを厭わずに対応させていただきたいと思っています。

(会長) もしくは成年後見制度利用促進計画だけを切り離すとかですね。

(事務局) 成年後見制度利用促進計画は、地域福祉計画と一体的に策定させていただいており、単独で計画策定をするという考えはありませんでした。行政計画を策定するのはなかなか大変なことでもあるため、切り離して単独で計画を策定していくことは難しいと考えております。

(委員) 法律が変わる話も興味があつて、入所施設の職員さんに、終わることができるように変わるみたいですねと話したら、でもずっとつけていただいた方がいいと言ってくださいました。後見人がついてるということは、それだけ安心があるのかなと思いました。私に関わっている被後見人さんもきっかけは交通事故で、弁護士がやってくださっています。

やはり制度を利用するのは必要に迫られないとなかなか、ということもあります。

昨年、報酬助成を申請させていただきましたが、申立てしてから割とスピーディーにお支払いいただけたので、これはありがたい制度だなと思いました。

(委 員) 資料1の6ページのところですが、こちらは成年後見に限った出前講座になるのでしょうか。もう1つ、配布パンフレットのところで、成年後見に関するパンフレットを市は用意していないのかなと思いました。

(事務局) 資料1の6ページは、終活に特化した出前講座になっております。また、パンフレットに関しましても、基本的には終活をベースとしているパンフレットになりますので、医療の話や介護の話と多岐にわたっておりまして、各関係機関のパンフレットとなります。成年後見支援制度のパンフレットや、法務局の出している成年後見のパンフレット等も一緒にお配りさせていただくことがございますので、そこでも啓発をさせていただいております。

(委 員) 資料2を中心に、見やすい文字サイズにして欲しいです。

あと、精神障がいはいは早いと中学生ぐらい、高校・大学・社会人になってからも発症しますので、小さい頃から障がいがあれば、この子が将来的にどうするか親も覚悟ができていると思いますが、精神の場合だと、どうしても囲ってしまうというか、親が面倒を見てしまうことが多い。成年後見制度を使うにしても、親が年を取ってから。そうするとまた、費用が高額となるお金の問題が出てきます。

(事務局) 資料2に関しましては、K P I（評価指標）が多く、見にくいこともありますので、次期計画に関しましては、K P I（評価指標）をまとめさせていただき、見やすいものにしたいと思います。フォントも大きくさせていただきます。

利用支援の話ですが、生活保護受給者や、住民税非課税世帯で年収150万以下、資産350万円以下の方が、報酬助成の対象となっております、在宅ですと、月2万8000円まで、施設等ですと、月1万8000円まで助成する制度となっております。これまで、平均20万円から30万円弱の報酬助成の申請がありました。

(会 長) 結局、個別に相談する必要がありそうですね。

(委 員) 最後になりますが、皆さんの御意見を聞かせていただいて、私自身も勉強させていただいている状況でした。本日はありがとうございました。

以上